

分野連携・共通施策の基本方向について

国民の食の安全・安心や環境に対する意識の高まり、多様な価値観やライフスタイルの変化などに対応するためには、食料の生産から流通・販売までの過程での安全・安心の確保はもとより、島根の豊富な地域資源を活用した特色ある農林水産物の生産が必要です。

このため、他産地との競争力を高めるために島根県産品のブランド化に取り組むとともに、県外への販路拡大や地産地消の推進、輸出の促進などの流通・販売の推進にも取り組みます。

また、木質バイオマスや家畜排せつ物など県内に豊富に存在する未利用資源を有効に利活用できるよう、取り組みを進めていきます。

このほか、野生鳥獣による農作物等への被害が依然として深刻であるため、農林漁業者や地域住民、関係機関等が連携・協力し、的確な被害対策を推進します。

1 県民の「安心」と「誇り」の実現

(1) 生産者と消費者の信頼関係構築による安全・安心の醸成

①農林水産物の安全確保と消費拡大

全国的に消費者の「食」の安全に関する関心が高まる中、本県では生産者、産地等に対して、農薬・動物用医薬品等の適正使用に関する普及・啓発を強化するとともに、GAP（農業生産工程管理）やトレーサビリティ手法等の導入促進を図ってきました。

そうした中、消費者の安心と信頼を確保し、市場競争力と産地レベルの向上を図るため、平成21年度に島根版GAPである「美味しまね認証制度」を創設し、平成24年度末までに56件を認証しています。

今後は関係法令に基づく指導等をさらに徹底するとともに、認証制度の普及推進を通して、生産者と消費者に食に関する情報を迅速かつ的確に提供し、相互の信頼関係がより醸成されるよう努めます。

主な取組内容
○農薬・動物用医薬品等の適正使用に対する指導と定期的な立入検査の実施
○農薬管理指導士の育成・確保による農薬の安全使用・管理の推進
○美味しまね認証制度の制度内容の充実
○認証製品の生産拡大のための関係部局・団体との連携による認証制度の普及推進と消費者に対する積極的な食に関する情報発信

②食品の適正表示の徹底

食品の偽装表示など食に対する消費者の信頼が揺らいでいるなか、食品表示の適正化等による消費者への的確な情報の伝達・提供が重要となっています。

平成23年7月には「米トレーサビリティ法」が完全施行され、米穀の流通を監視するためのトレーサビリティ手法が導入されたところです。

現在、食品製造業者等から表示相談が多く寄せられ、適正表示の意識は高まりつつありますが、依然として不適正表示は県内で散見されることから、啓発・相談業務等を通じて食品の適正表示の徹底が図られるよう努めます。

主な取組内容
○研修会の開催等による食品表示に関する制度・表示方法等の啓発・指導
○食品表示アドバイザーの設置による事業者等からの相談対応
○県民等から寄せられた疑義情報や表示実態調査等に基づく不適正表示等の業者に対する監視・指導業務

(2) 農林水産業、農山漁村の役割への県民理解促進

①農林水産業、農山漁村の積極的な情報発信

農林水産業は、多様な食材等を供給しています。また、農山漁村は、自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承など多くの役割を担っています。これらを守り育てていくためには、県民一人ひとりがその役割を認識し、社会全体で支えていく必要があります。

平成21年度の県政世論調査によれば、農林水産業や農山漁村が持っている様々な機能や役割を大切に守り育て、次代に引き継いでいくことについて、80%以上の方が「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と感じていました。その反面そうした農林水産関係情報等を知る機会がほとんどないという方が50%以上ありました。また、農林水産関係情報の入手先は、テレビ・新聞とする方がほとんどでした。

そのため、生産現場の状況、生産者の取組などを各種広報媒体やパブリシティなどを活用して情報発信し、意識の醸成を図るとともに、農林漁業体験活動等への参加も促します。また、これらの見やすさの改善や内容の充実を図り、できるだけ分かりやすく紹介できるように努めます。さらに、農林漁業関係者が取り組む体験イベントなどのPR活動への支援も行い、これらの取組を通じて、県民の理解を促進します。

また、県民理解の状況については、県政世論調査などにより、その把握に努めます。

主な取組内容
○ホームページ、ブログ、新聞、広報誌などによる情報発信
○プレスリリースなど報道機関等への積極的な情報提供によるパブリシティを活用した情報発信
○出前講座などによる県民への直接的なPRの実施
○これらの見やすさの改善や内容の充実
○体験活動など農林漁業関係者が行う農山漁村等への理解促進に向けた取組への支援

2 消費者に好まれる商品づくり

(1) 多様な流通・販売の促進

①鳥根県産品の販路開拓・拡大

安全・安心をはじめ、健康、本物志向など、食に対するニーズは、一層多様化していくと予想されることから、食料の生産から販売までの過程で安全・安心の確保はもとより、多様な消費者ニーズに対応した特色ある商品づくりや販売戦略が必要です。

このため、県産品の競争力を高めるために、商品力向上に取り組むとともに、地産地消をはじめとする県内取扱の拡大のための県民、観光客への県産品PRや給食事業者等における県産品の活用促進、県外への販路拡大のための県産品を取り扱う事業者の確保、国内外の商社など輸出パートナーの確保による海外への輸出促進などに取り組めます。

主な取組内容
○商品力の向上のための消費者や実需者などの意見を反映した消費者に好まれる県産品づくり
・ 専門家を活用した新たな商品開発支援
○県内取扱の拡大（地産地消の推進）のための県民、観光客等への県産品PRや給食事業者等における県産品の活用促進
・ 県産品取扱施設（飲食店、宿泊施設、小売店等）を活用した県産品のPR
・ 生産者と実需者との商談機会の設定・確保
・ 給食事業者等の状況把握と各圏域関係機関による情報共有や課題整理

- 県外への販路開拓・拡大のための県産品を取り扱う事業者の確保や県産品パートナー店等における取り扱いの拡大
 - ・アンテナショップ等の活用
 - ・県外実需者と県内事業者による商談機会の設定・確保
- 海外への販路開拓・拡大のための輸出パートナー（国内外の商社など）の確保
 - ・輸出対象国や地域、対象産品の重点化
 - ・新たな輸出産品の発掘
 - ・国内外の商社など輸出パートナーの確保

3 魅力ある農山漁村づくり

(1) 快適に暮らせる農山漁村の整備

①鳥獣被害対策

野生鳥獣による農林水産業に係る被害は、鳥獣の生息分布域の拡大、農山漁村の過疎化や高齢化に伴う人の活動の低下、気候の温暖化等を背景として中山間地域を中心に深刻化しています。

野生鳥獣による農林水産業被害を防止するためには、生息状況や被害発生状況など地域の実情を的確に把握しながら、農林漁業者、地域住民、関係機関等が密接に連携・協力して対策を実行することが重要です。

このため、地域の合意形成を図りつつ、次の3つの対策を効果的に組み合わせ、的確かつ効率的な鳥獣被害対策を推進します。

①農地周辺の刈払いや放任果樹の除去等、鳥獣が人里に出没しづらい「環境の整備」

②侵入防止柵など「被害防止施設の整備」

③有害鳥獣の駆除など適正な「捕獲」

また、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマについては、鳥獣保護法に基づく特定鳥獣保護管理計画を次の目的で策定し、被害防除、個体数管理、生息環境整備などについて総合的な対策を推進します。

[イノシシ]

イノシシによる農林作物被害の一層の軽減を図る。

[ニホンジカ]

・出雲北山地域 農林業被害を軽減し、地域個体群を自然環境とバランスの取れた形で維持し、ニホンジカと人との共存を図る。

・その他地域 鳥獣被害防止特別措置法に基づき各市町で策定されている鳥獣被害防止計画等により早期の適切な対応を図る。

[ツキノワグマ]

人身被害を回避し、農林作物家畜等の被害を軽減するとともに、地域個体群の長期にわたる維持を図り、人との共存を目指す。

なお、農作物への被害発生とともに、在来の生態系へ悪影響を与え、人畜共通感染症を媒介する恐れもあるアライグマをはじめとする「特定外来生物」については、県内でも近年目撃や農作物被害が報告されています。このため、生息実態を把握していくとともに、効果的な捕獲や防除方法の普及に努め、被害の拡大防止を図ります。

このほか、農産物の生産面では、獣害を受けにくい品目や栽培方法の実証等を行い、被害防止対策の取り組みを推進します。

主な取組内容	
○鳥獣被害に対する集落ぐるみでの取組支援	・集落環境点検や被害防止勉強会等の活動をきっかけとした鳥獣被害対策に関する合意形成の支援
○被害防除対策の支援	・鳥獣被害防止施設整備の支援

- ・鳥獣被害防止施設の適切かつ効果的な設置・管理方法の指導
- 捕獲従事者の確保
 - ・狩猟免許試験受験の利便性の向上及び受験機会の増大
- 生息・被害状況等モニタリング調査
 - (特定鳥獣保護管理計画のイノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ)
- 獣害を受けにくい農作物栽培の検討
 - ・獣害を受けにくい品目の選定や栽培方法の実証等

4 環境保全と多面的機能の維持増進

(1) 環境負荷の軽減と資源の循環利用

①再生可能な未利用資源の循環利用促進

バイオマスを中心とする未利用資源は、地球温暖化防止、循環型社会の形成、農山漁村の活性化ならびに新産業の創出など幅広い潜在能力を有することから、その積極的な利活用が求められています。加えて、東日本大震災、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、再生可能エネルギーへの関心が高まるなど、未利用資源の循環利用が一層注目されています。

こうしたことから、木材生産に伴い発生する林地残材（枝葉等）や家畜排せつ物など農山漁村に賦存する未利用資源の有効活用を促進するとともに、バイオマス資源の更なる高度利用を目指した技術開発に取り組み、環境負荷の軽減と地域資源の循環利用を推進します。

また、農村に広がる農業用水路等を利用した小水力発電に着目し、導入に必要な調査や発電施設整備に対する支援に加え、耕作放棄地や農業施設を利用した太陽光発電など、地域資源を活用した再生可能エネルギー導入を促進します。

主な取組内容

- 島根県バイオマス活用推進計画の策定と推進
- 木質バイオマスの利用施設及び供給施設の整備支援並びに供給体制整備の推進
- 林地残材等低質材の供給コストに見合う利用方法の検討
- 家畜排せつ物及び下水道汚泥の高度処理技術の開発
- 農業用水路等を利用した小水力発電の導入に必要な調査や施設整備に対する支援
- 耕作放棄地や農業施設を利用した太陽光発電の導入推進

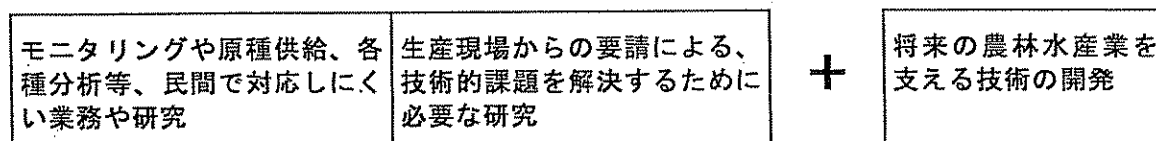
5 農林水産業を支える研究開発の推進

県の研究機関は、人材や資金力の面で十分な経営資源を持たない生産者や生産団体に代わり、技術革新に伴うリスクを負担し、農林水産物の品質向上や生産者の技術向上のための研究開発を担ってきました。また、農林水産業は生産者の熟練した技術や豊富な知識によって支えられてきましたが、担い手の減少と高齢化が著しい島根県では、そうした技術や知識の継承が危ぶまれています。

近年の農林水産業を取り巻く環境は、生産物価格や魚価の低迷、農山漁村の過疎・高齢化の進行など引き続き厳しい状況下にあり、さらに、食や環境に対する消費者の意識の変化や流通のグローバル化、ライフスタイルの多様化が進む中であって、大きな変革の時期を迎えています。特に県内では、耕作放棄地や放置森林の増加が顕在化するとともに、農山漁村では生活環境を維持していくことが困難な集落が増加するなど、地域が抱える課題は一層複雑で深刻になってきています。温暖化や資源エネルギーなど地球規模で抱える問題への対応などと合わせ、農林水産分野の試験研究機関に求められる役割はますます拡大しています。

これまでは、生産現場から要望のあった個々の技術的課題を早期に解決することに注力してきた反面、農林水産業の将来を見据えた先導的な研究開発への取り組みは決して十分ではありませんでした。今後は、こうした社会環境の変化を見据え、

本計画に定める施策の目標を達成に貢献する試験研究に加え、長期的な展望に立って将来の農林水産業を支えるために必要な研究開発にも重点的に取り組んでいく必要があります。



具体的には、本県の農林水産業にとって最大の課題である「担い手不足(高齢化)」と「産業としての脆弱さ」を克服することを目的とし、1) 競争力強化のための新たな特産資源の創出、2) 環境保全と地域内資源の循環利用による地域産業への貢献をテーマとして、新たな品種や栽培技術の開発等に着手します。

主な取組内容
<p>【将来の農林水産業を支える技術開発プロジェクト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○島根の将来を支える商品づくりプロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ・次世代の“島根ブランド”の主力となる商品群の開発 ○自然と共生する有機農業推進プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷軽減と高付加価値化を両立する新たな農業体系の確立 ○「島根のバイオマス資源」循環活用プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ・地域に必要なエネルギー源の地域内調達と循環利用 ○宍道湖・中海再生プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ・物理環境の変化の解明と水産資源の安定的漁獲の実現